

国民年金の保険料納付免除制度について

老後の暮らしに欠かせない年金。もし、国民年金の保険料が納められないときには、納付の猶予や免除の制度があります。保険料が納められないときには、そのままにせず制度を活用ください。

国民年金の保険料を納められないときには・・・

収入が少ない方、無職の方、失業してしまった方、学生の方などで国民年金保険料が納められないときには、そのままにはせず、それぞれ次の3つの制度をご利用ください。(いずれも、承認されるための所得基準があります。)

免除制度(全額・半額)

■対象 20歳～60歳未満の方
「本人」「配偶者」「世帯主」のそれぞれの前年所得が一定以下の方が全額または半額免除に承認されます。

■承認期間

平成17年4月
～平成18年6月
※半額免除期間は、半額の保険料を納付しないと未納の扱いになります。

若年者納付猶予制度

■対象 20歳～30歳未満の方
「本人」「配偶者」のそれぞれの前年所得が一定以下の方が、承認されます。

■承認期間

平成17年4月
～平成18年6月

学生納付特例制度

■対象 大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生

※学生とは、夜間・定時制・通信課程を含み、修業年限が1年以上の課程の学生に限られます。

◎「学生本人」の前年所得がおよそ118万円以下(収入で204万円以下)の方が承認の対象になります。

■承認期間

平成17年4月
～平成18年3月まで
※学生の方は、免除制度および若年者納付猶予制度を申請することができます。

失業してしまったときには・・・

前年の所得が承認基準に該当しない場合でも、失業などの理由により納付が困難な場合は、一定の基準のもとに免除制度・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けることができます。

■申請は、役場本庁・総合支所へ

申請のとき必要なもの

- ◎年金手帳
- ◎認め印(本人が署名する場合は不要)
- ◎学生証(学生の方のみ必要)コピー可
- ※失業などの理由で申請する場合は、次のいずれかの書類もご持参ください。(コピー可)

◎雇用保険受給資格者証

◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

◎雇用保険被保険者離職票など

■問い合わせ先

役場本庁 町民課
☎56～2222
役場総合支所 保健福祉課
☎58～7071

お知らせ
歯の健康をみんな
で考えましょう

フッ化物ではじめる
むし歯予防について

■講師

日本大学松戸歯学部社会口腔保健
健学講座教授 小林清吾 先生

■日時

2月18日(土) 14時～16時
(受付13時40分～)

■会場

山村開発センター 2階
(川根本町上長尾627番地)

■対象者

乳幼児・保育園・幼稚園児・
小中学校児童生徒の保護者、保
育園・幼稚園職員、学校養護教
諭、学校教職員、一般住民等

■主催

川根本町、川根本町教育委員会

■共催

榛原郡歯科医師会

■その他

◎講演会参加を希望される方は、
電話にてお申し込みください。

申し込み期限、2月8日(水)

◎当日は託児があります。託児の
必要の方は聴講申し込みと併せ
てお申し出ください。

◎フッ化物洗口体験もできます。

■申込・問い合わせ先

役場本庁 健康増進課健康係
☎56～2224